

『よくわかる年金制度のあらまし 令和5年度版』追補

(令和5年8月1日現在)

雇用保険の賃金日額等は、毎年8月から変更になります。本書記載の賃金日額等について、令和5年8月から令和6年7月までの金額は以下のとおりになりました。

その他、本書発行後、改正等が新たに判明した事項について掲載します。

P22

●年金生活者支援給付金法

老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金の所得基準額が改定されます。令和5年10月～令和6年9月の所得基準額は以下の通りです。

- 老齢年金生活者支援給付金の所得基準額
778,900円(781,200円)
- 補足的老齢年金生活者支援給付金の所得基準額
878,900円(881,200円)

※()内は令和5年9月以前の所得基準額。

P48～49

●雇用保険の賃金日額等の変更について

雇用保険の賃金日額等は、毎月勤労統計調査に基づき変更されます。令和5年8月1日から令和6年7月31日は、右表の金額となります。

| 項目 | 金額 |
|----------------------|---------------------|
| 賃金日額の下限額 | 2,746円 (2,657円) |
| 基本手当日額の最低額 | 2,196円 (2,125円) |
| 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額 | 370,452円 (364,595円) |
| 60歳到達時の賃金月額の上限額 | 486,300円 (478,500円) |

※()内は令和4年8月1日から令和5年7月31日の金額。